

広陵町公告

下記町有財産の売却処分について、次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び広陵町契約規則（平成16年規則第4号）第2条の規定により次のとおり公告します。

令和4年1月17日

広陵町長 山村吉由



1 競争入札に付する調達の売払物件

	所在地	地目	地積
土地	馬見南1丁目5番11号	宅地	200.00 m ²
建物	馬見南1丁目5番11号（未登記）	LS造ストレート葺 2階建 （町立集会所）	（概則測量） 1階：75.36 m ² 2階：75.36 m ² 延べ床：150.72 m ²

2 入札参加資格に関する事項

一般競争入札に参加できる者は個人（2人以上の共有名義での参加も可とする。）及び法人とする。ただし、次の号に掲げる者は入札に参加することができない。また、代理人としても参加することができない。

- （1）当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない者
- （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- （3）広陵町物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中である者
- （4）暴力団による不当な行為等の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団及びその構成員
- （5）上記に該当される方を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者

3 「広陵町普通財産売払い一般競争入札」のご案内の配布場所及び契約条項を示す場所

北葛城郡広陵町大字南郷583番地1 広陵町役場 2階 総務課

4 入札参加申込書の受付

入札参加希望者は、次の書類を郵送又は持参にて提出すること。

- ①一般競争入札参加申込書
- ②誓約書
- ③印鑑登録証明書
- ④住民票の写し（法人の場合は、履歴事項全部証明書）

※いずれも発行後3ヶ月以内に限る。

- （1）受付期間 令和4年1月17日（月）から令和4年2月25日（金）まで（土日祝日除く。）
- （2）受付時間 午前9時から午後5時まで
- （3）受付場所 広陵町役場 2階 総務課

5 現地説明会の日時及び場所

- (1) 日時 令和4年1月26日(水) 午前10時～午前10時30分
- (2) 場所 奈良県北葛城郡広陵町馬見南1丁目5番11号 現地

6 開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和4年3月17日(木) 午前10時
- (2) 場所 奈良県北葛城郡広陵町大字南郷583番地1 広陵町役場 3階 第一会議室

7 入札の方法

(1) 郵便による入札

①入札書の送付は、一般書留郵便若しくは簡易書留郵便に限ります。

②入札書の到着期限 令和4年3月16日(水) 午後5時

- (2) 落札者の決定は、入札価格が町の予定価格以上で、かつ最高価格による入札者を落札者とする。ただし、落札者となる同価格の入札者が2以上あるときは、直ちに当該入札者らによるくじによって落札者を決定する。

8 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 規則又は入札の条件に違反したとき。
- (2) 入札保証金を納付しないとき。
- (3) 同一条項に対し入札者及びその代理人がともに入札したとき若しくは1人で同一条項に対して金額の異なった2以上の入札をしたとき。
- (4) 金額、氏名、その他入札に関する要件を確認できないとき。
- (5) 入札者が協定して入札したとき。
- (6) 入札に際して不正の行為があったとき。

9 予定価格(最低入札価格)

¥21,680,000-

※価格は消費税込みです。

※価格は土地及び建物の合計額で、その価格は建物の取り壊し費用相当分を控除したものです。

10 入札保証金

免除

11 契約の解除

契約締結後、契約者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

- ①契約者が競争入札に関し不正な行為をしたとき。
- ②契約者がその責めに帰する事由により履行期限内又は履行期限後相当の期間内に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- ③契約者が正当の理由がないのに契約の履行の着手を遅延したとき。
- ④契約者が契約の履行に関し不正の行為をしたとき。

- ⑤契約者が正当の理由がないのに検査、検収、監督等関係職員の職務の執行を妨げたとき。
- ⑥契約者が契約事項に違反することにより、その契約の目的を達することができないと認められるとき。
- ⑦次のいずれかに該当する事由があると認められるとき。

ア 落札者の役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含みます。）支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。

イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

ウ 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

エ 落札者の役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。

オ ウ及びエに掲げる場合のほか、落札者の役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

カ この契約に係る購入契約等に当たって、アからオまでのいずれかに該当する者をその相手方とした場合において、本町が当該購入契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

キ この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本町に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

1.2 その他

(1) 問い合わせ先等

〒635-8515

奈良県北葛城郡広陵町大字南郷583番地1

広陵町総務部総務課

電話 0745-55-1001（内線1231）

(2) その他

詳細は、入札説明書によります。